

態令申候。仍昨日者善<sup>(世)</sup>姓寺光臨候。殊更種々持參、乍煩

旁期後音候。恐惶謹言。  
(弘治三年九)  
十一月十六日

俊 盛 在判

目出度存候。近日以參萬々可申入候由、懇ニ可被申候。

栗棘庵參御報

次甲一列、教勝之小法師殿へ進入候。其方御出候て、御理

八代安藝入道

候て可給候。しやうぶの打物、くがた・かざ車一つ、し

栗棘庵參御報

俊 盛

やぐま參候。目出度七腰之文候條、取々珍重存候。懇ニ

申度候へ共、一段取亂申候間、そと申入候。恐々謹言。  
(年不詳)

晴 時 在判

五月五日

(この文書は年次を詳かにせずといへども、花押が

晴泰と同じきを以て、晴時は即ち晴泰なるを知り得

べく、世に之を晴貞として傳ふるものなるも、文書

の上にては絶えて晴貞の名を見ず。)

十一月十六日。八代俊盛、山城東福寺栗棘庵に、

その能登の錯亂に就いて書を與へたるに答ふ。

一三九一

【栗棘庵文書】 山城

山王奉<sup>(上)</sup>上茸 願主不動寺敬白

就當國不慮之錯亂預書狀、殊更御音信如御書中被懸

法師良圓

御意候。誠御懇意祝着之至候。隨而雖左道之至候、青銅

五十文岡之坊 貳百文地林殿

五拾疋令進入候。於爰許相應御用之儀候者可被仰付候。

旁期後音候。恐惶謹言。  
(弘治三年九)  
十一月十六日

栗棘庵參御報

俊 盛 在判

栗棘庵參御報

栗棘庵參御報

栗棘庵參御報

栗棘庵參御報

栗棘庵參御報

栗棘庵參御報

栗棘庵參御報

栗棘庵參御報

十二月八日。珠洲郡不動寺山王社の上茸成る。

【不動寺藏棟札】 珠洲郡 一三九二

(表)

山王奉<sup>(上)</sup>上茸 願主不動寺敬白

法師良圓

(裏)

五十文岡之坊 貳百文地林殿

于時弘治三年丁拾二月八日

五十成福寺 百文行延<sup>(遠カ)</sup>・口金 イタ三百 ハタケ一斗

弘治四年 戊午

永祿元年 二月廿八日 紀元二二一八 改元

三月二日。假掲

【徳田八幡神社文書】 鹿島郡 一三九三

能登國正八幡宮社頭爲修造、田地四丁之所、無相違可

令<sup>(至)</sup>永代寄進之狀如件。

永祿元年三月二日

義 綱 在判

社 僧 中

社 家 中

(この文書は、畠山義綱が鹿島郡徳田八幡社に田地四町を寄進したることをいへり。然れども永祿元年は二月廿八日の改元なるが故に、その事三月二日に在りては恐らくは能登に報せらるべからず。殊に田地四町を寄進すといふは過大なり。)

永祿元年

閏六月八日。山崎實正、鳳至郡岩藏寺に田地を寄進す。

【石倉比古神社文書】 鳳至郡 一三九四

於岩倉寺拙者子孫間奉寄進田地之事

合拾束刈者 但定正名之内

右奉<sup>(至)</sup>致寄進旨趣者、山崎一家致子孫、殿内安全、諸人快

樂、諸病悉除、信心安樂、一切所求皆令満足、爲御祈念也。

仍子孫致<sup>(至)</sup>送奉致寄進所狀如件。

永祿元年<sup>(戊午)</sup>閏六月八日

山崎藤七

實 正 在判

其時一代之拾穀<sup>(右邊)</sup>祈辨

閏六月八日。西方三郎、鳳至郡岩藏寺に田地を寄進す。

【石倉比古神社文書】 鳳至郡 一三九五

於岩藏寺永代奉<sup>(至)</sup>致寄進田地之事

五七九